

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定用途誘導地区における建築物の高さに関する特例の許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第60条の3第2項ただし書
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課 (048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (処分先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難)
	設定等年月日	平成29年4月25日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成29年4月25日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		